

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月28日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 岩手県沿岸広域振興局
- （2）住 所 岩手県釜石市新町6-50

2 水路測量を実施する区域及び期間

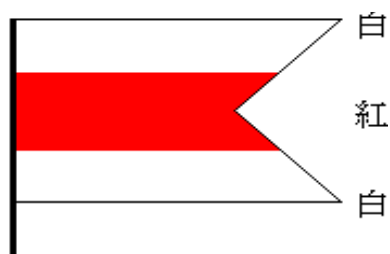
- （1）区 域 根浜海岸（付図のとおり）
- （2）期 間 令和7年11月10日から
令和7年12月12日（内2日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



位置図 測量範囲



イ～チに囲まれた範囲(赤枠)

表 1 測深範囲座標一覧

点名	X	Y	緯度			経度		
			度	分	秒	度	分	秒
イ	-73626.647	91923.342	39	19	54.9 N	141	53	58.5 E
ロ	-73937.328	92075.564	39	19	44.8 N	141	54	4.7 E
ハ	-74147.493	92216.909	39	19	37.9 N	141	54	10.5 E
ニ	-74145.535	92268.877	39	19	37.9 N	141	54	12.6 E
ホ	-74157.849	92289.921	39	19	37.5 N	141	54	13.5 E
ヘ	-74067.009	92381.697	39	19	40.4 N	141	54	17.4 E
ト	-73873.775	92243.785	39	19	46.8 N	141	54	11.7 E
チ	-73545.769	92097.171	39	19	57.5 N	141	54	5.8 E

平面直角座標系 第Ⅹ系